

令和 5 年 3 月

射水市議会定例会議案

目 次

議案第 1 号	令和 5 年度射水市一般会計予算
議案第 2 号	令和 5 年度射水市国民健康保険事業特別会計予算
議案第 3 号	令和 5 年度射水市後期高齢者医療事業特別会計予算
議案第 4 号	令和 5 年度射水市介護保険事業特別会計予算
議案第 5 号	令和 5 年度射水市水道事業会計予算
議案第 6 号	令和 5 年度射水市下水道事業会計予算
議案第 7 号	令和 5 年度射水市病院事業会計予算
議案第 8 号	令和 4 年度射水市一般会計補正予算（第 8 号）
議案第 9 号	令和 4 年度射水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
議案第 10 号	令和 4 年度射水市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 （第 3 号）
議案第 11 号	令和 4 年度射水市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 12 号	令和 4 年度射水市下水道事業会計補正予算（第 3 号）
議案第 13 号	令和 4 年度射水市病院事業会計補正予算（第 4 号）
議案第 14 号	射水市個人情報保護法施行条例の制定について
議案第 15 号	射水市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正について
議案第 16 号	射水市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
議案第 17 号	射水市国民健康保険条例の一部改正について
議案第 18 号	射水市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議案第 19 号	射水市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議案第 20 号	射水市立認定こども園条例の一部改正について
議案第 21 号	射水市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議案第 22 号	射水市新湊博物館条例の一部改正について
議案第 23 号	令和 4 年度射水市病院事業会計資本金の額の減少について
議案第 24 号	財産の取得について
議案第 25 号	指定管理者の指定について

議案第 26 号 指定管理者の指定の期間の変更について

報告第 1 号 専決処分の承認を求めることについて

議案第 14 号

射水市個人情報保護法施行条例の制定について

射水市個人情報保護法施行条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 27 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市個人情報保護法施行条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号）で使用する用語の例による。

(登録簿)

第 3 条 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び消防長（以下「市の機関」という。）は、個人情報を取り扱う事務であって、個人の氏名、生年月日その他の記述等又は個人識別符号により当該個人を容易に検索し得る状態で個人情報が記録された公文書（射水市情報公開条例（平成 17 年射水市条例第 20 号）第 2 条第 2 項に規定する公文書をいう。）を使用するもの（以下この条において「個人情報取扱事務」という。）について、次に掲げる事項を記載した登録簿（以下この条において「個人情報取扱事務登録簿」という。）を備え付けなければならない。

(1) 個人情報取扱事務の名称

- (2) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- (3) 記録される個人情報の利用目的
- (4) 記録される個人の範囲
- (5) 記録される個人情報の項目
- (6) 記録される個人情報の取得先
- (7) 記録される個人情報を当該市の機関以外の者に経常的に提供する場合は、その提供先
- (8) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 市の機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について個人情報取扱事務登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 市の機関は、前2項の規定により登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務に係る登録を抹消しなければならない。

4 前3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する個人情報取扱事務については、適用しない。

(1) 市、国、独立行政法人等、地方独立行政法人又は他の地方公共団体の職員若しくは職員であった者に係る個人情報取扱事務であって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を取り扱うもの

(2) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する個人情報を取り扱う個人情報取扱事務であって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを取り扱うもの

5 市の機関は、個人情報取扱事務登録簿を一般の閲覧に供しなければならない

い。

(費用負担)

第4条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、零とする。

2 法第87条第1項の規定により保有個人情報の開示を受ける者は、文書若しくは図画の写し又は電磁的記録の作成及び送付に要する費用その他の開示の実施に要する費用として、規則で定める額の費用を負担しなければならない。

(開示決定等の期限)

第5条 開示決定等は、開示請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、市の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期限及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第6条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、市の機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、市の機関は、前条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
 - (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限
- (委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に掲げる規定（同法第51条の規定に限る。）の施行の日から施行する。

(射水市個人情報保護条例の廃止)

第2条 射水市個人情報保護条例（平成17年射水市条例第21号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定の施行の際現に旧条例第2条第4項に規定する実施機関（以下この条において「旧実施機関」という。）の職員である者又は前条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、同条の規定の施行前において旧条例第2条第1項に規定する個人情報（以下この項及び次項において「旧個人情報」という。）の取扱いに従事していた者に係る旧条例第3条第2項の規定による職務上知り得た旧個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、なお従前の例による。

2 前条の規定の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた事務に従事していた者（第5項第2号において「旧受託事務従事者」という。）に係る旧条例第8条第4項の規定による当該受託事務の業務に関

して知り得た旧個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、前条の施行後も、なお従前の例による。

3 前条の規定の施行前において旧条例第8条第3項の管理の業務に従事していた者（第5項第2号において「旧管理業務従事者」という。）に係る同条第4項の規定による管理の業務に関して知り得た旧個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、前条の施行後も、なお従前の例による。

4 前条の規定の施行の日前に旧条例第13条第1項から第3項まで、第27条第1項から第3項まで又は第35条第1項から第4項までの規定による請求がされた場合における旧条例第2条第5項に規定する保有個人情報（次項及び第6項において「旧保有個人情報」という。）の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧保有個人情報を含む情報の集合物であって、特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 前条の規定の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は同条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 旧受託事務従事者又は旧管理業務従事者

6 前項各号に掲げる者が、その事務又は業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報を前条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

7 前2項の規定は、市の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

第4条 附則第2条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

(射水市情報公開条例の一部改正)

第5条 射水市情報公開条例の一部を次のように改正する。

第7条第2号ウ中「第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び」を「第2条第4項に規定する行政執行法人の」に改め、同条第3号中「競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められる」を「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」に改める。

(射水市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第6条 射水市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成17年射水市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第1条中「設置する」を「置く」に改める。

第2条を次のように改める。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 射水市情報公開条例（平成17年射水市条例第20号。以下「公開条例」という。）第2条第1項に規定する実施機関をいう。
- (2) 公文書 公開条例第2条第2項に規定する公文書をいう。
- (3) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有するものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

(4) 諮問実施機関 公開条例第16条第1項、射水市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年射水市条例第10号。以下「市議会保護条例」という。)第46条第1項又は法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関をいう。

第3条第1項中「又は保護条例第42条第1項」を「、市議会保護条例第46条第1項又は法第105条第3項において準用する同条第1項」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第5条第1項中「公開条例第16条第1項に規定する場合にあっては」を「公開条例第16条第1項の規定による諮問があった場合にあっては同条例第11条第2項に規定する」に、「保護条例第42条第1項に規定する場合にあっては」を「市議会保護条例第46条第1項の規定による諮問があった場合にあっては同条例第21条第5号ア、第36条第1項又は第43条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報の提示を、法第105条第3項において準用する同条第1項に規定による諮問があった場合にあっては法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する」に改める。

第10条中「及び第3項」を削る。

(射水市介護保険条例の一部改正)

第7条 射水市介護保険条例(平成17年射水市条例第155号)の一部を次のように改正する。

目次中「第10条・第11条」を「第10条」に、「第12条―第16条」を「第11条―第15条」に改める。

第10条を削り、第11条を第10条とする。

第6章中第12条を第11条とし、第13条から第16条までを1条ずつ

繰り上げる。

議案第 15 号

射水市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正について

射水市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 5 年 2 月 27 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例

射水市職員の高齢者部分休業に関する条例（平成 25 年射水市条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「、5 分」を「任命権者が定める時間を上限とし、任命権者が定める時間」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 16 号

射水市行政手続における特定の個人を識別するための番号 の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個 人情報の提供に関する条例の一部改正について

射水市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 5 年 2 月 27 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市行政手続における特定の個人を識別するための番号 の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個 人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

射水市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例（平成 27 年射水市条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 に次のように加える。

25 市長	生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の措置に関する事務
-------	--

別表 2 に次のように加える。

25 市長	生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国	地方税関係情報
		住民票関係情報

	人に対する保護の措置 に関する事務	介護保険給付等関係情報
		障がい者関係情報
		児童手当等関係情報
		市営住宅等関係情報

別表 3 の 1 の項中「(昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号)」を削る。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 17 号

射水市国民健康保険条例の一部改正について

射水市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

令和 5 年 2 月 27 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市国民健康保険条例の一部を改正する条例

射水市国民健康保険条例（平成 17 年射水市条例第 154 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「408,000 円」を「488,000 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日前に出産した被保険者に係る射水市国民健康保険条例第 6 条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

議案第 18 号

射水市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める

条例の一部改正について

射水市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

令和 5 年 2 月 27 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める

条例の一部を改正する条例

射水市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年射水市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の次に次の 2 条を加える。

（安全計画の策定等）

第 7 条の 2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業所を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第10条中「ときは、」の次に「その行う保育に支障がない場合に限り、」を

加え、同条ただし書を削る。

第 13 条を次のように改める。

第 13 条 削除

第 14 条第 2 項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 13 条の改正規定は、公布の日から施行する。

(自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置)

第 2 条 改正後の第 7 条の 3 第 2 項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下この条において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和 6 年 3 月 31 日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

議案第 19 号

射水市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

射水市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

令和 5 年 2 月 27 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

射水市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年射水市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

本則中「第 19 条第 1 項第 3 号」を「第 19 条第 3 号」に、「第 19 条第 1 項各号」を「第 19 条各号」に、「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に、「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に改める。

第 5 条第 2 項第 3 号中「同項第 3 号」を「同条第 3 号」に改める。

第 7 条第 3 項中「同項第 2 号」を「同条第 2 号」に改める。

第 16 条第 1 項第 3 号中「第 25 条」を「第 25 条第 1 項」に改める。

第 27 条を次のように改める。

第 27 条 削除

第 36 条第 2 項及び第 3 項中「同項第 2 号」を「同条第 2 号」に改める。

第 37 条第 2 項及び第 3 項中「同項第 1 号」を「同条第 1 号」に改める。

第 53 条第 2 項中「同項第 3 号」を「同条第 3 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 27 条の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第 20 号

射水市立認定こども園条例の一部改正について

射水市立認定こども園条例の一部を次のように改正する。

令和 5 年 2 月 27 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市立認定こども園条例の一部を改正する条例

射水市立認定こども園条例（令和元年射水市条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 号中「第 25 条」を「第 25 条第 1 項」に改める。

第 5 条第 3 項第 1 号中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改め、同項第 2 号中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 21 号

射水市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部改正について

射水市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を次のように改正する。

令和 5 年 2 月 27 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例

射水市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成 26 年射水市条例第 35 号) の一部を次のように改正する。

第 6 条の次に次の 2 条を加える。

(安全計画の策定等)

第 6 条の 2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、
放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の
安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課
後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指
導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関
する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策
定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができする方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第12条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(安全計画の策定等に係る経過措置)

第2条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の第6条の2の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

議案第 22 号

射水市新湊博物館条例の一部改正について

射水市新湊博物館条例の一部を次のように改正する。

令和 5 年 2 月 27 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市新湊博物館条例の一部を改正する条例

射水市新湊博物館条例（平成 17 年射水市条例第 99 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「博物館法（昭和 26 年法律第 285 号。以下「法」という。）第 18 条」を「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 30 条」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 23 号

令和 4 年度射水市病院事業会計資本金の額の減少について

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 32 条第 4 項の規定により、令和 4 年度射水市病院事業会計資本金のうち 4,608,015,920 円を減少し、利益剰余金に振り替える。

令和 5 年 2 月 27 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

議案第 24 号

財産の取得について

下記のとおり特定公園施設を取得したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号及び射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年射水市条例第 50 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

記

1 取得物件

施設名	射水市本開発地区土地区画整理事業内公園
所在及び地番	射水市本開発字石田 824 番 1 外 30 筆
取得部分	公募対象公園施設等設置事業で事業者が整備する 特定公園施設

2 取得価格	369,000,000 円 (うち消費税等 33,545,454 円)
--------	--

3 契約の相手方	魚津市吉島 2 丁目 4 番 25 号 有限会社アイエヌエル 代表取締役 澤田 辰勇
----------	--

令和 5 年 2 月 27 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

議案第 25 号

指定管理者の指定について

射水市コミュニティセンターの指定管理者の指定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 27 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称及び指定管理者となる団体の名称

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称
放生津コミュニティセンター	放生津地域振興会
新湊コミュニティセンター	新湊地域振興会
塚原コミュニティセンター	塚原地域振興会
三ヶコミュニティセンター	三ヶ地域振興会
戸破コミュニティセンター	戸破地域振興会
橋下条コミュニティセンター	橋下条地域振興会
金山コミュニティセンター	金山地域振興会
大江コミュニティセンター	大江地域振興会
池多コミュニティセンター	池多地域振興会
南太閤山コミュニティセンター	南太閤山地域振興会

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称
浅井コミュニティセンター	浅井報徳地域振興会
櫛田コミュニティセンター	櫛田地域振興会

2 指定の期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第 26 号

指定管理者の指定の期間の変更について

令和 4 年 3 月 18 日に議決された射水市コミュニティセンターの指定管理者の指定についてのうち、中太閤山コミュニティセンターの指定管理者の指定の期間について、下記のとおり変更するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 27 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

記

1 公の施設の名称

中太閤山コミュニティセンター

2 指定管理者の団体の名称

中太閤山まちづくり地域振興会

3 指定の期間

変更前	令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで
変更後	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

報告第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和 4 年度射水市一般会計補正予算（第 7 号）を別冊のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 5 年 2 月 27 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志